

## マイナポイント第2弾に係る広報・啓発事業の企画・運營業務仕様書

### 1 件名

マイナポイント第2弾に係る広報・啓発事業の企画・運營業務

### 2 委託する業務内容

次に掲げる広報・啓発事業を効果的に行うものとし、事業実施に当たっては、事業全体に統一感を持たせること。

マイナポイント第2弾の申込期限となる令和5年5月末に向けて、まだマイナポイントの申込していないカード保有者やマイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した方を対象にマイナポイント第2弾の概要並びに申込期限及び申込方法等を広く市民に周知すること。

(参考 URL) <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント第2弾に係る最新の情報は、当ホームページで確認すること

#### (1) 統一デザインの作成

##### ア 統一デザイン又はイメージの作成

事業において統一して使用するデザイン又はイメージを作成すること。業務内容を速やかに実施することを前提とすること。デザイン案又はイメージ案は企画提案書で提案すること。

##### イ 上記アにより作成したデザイン又はイメージの版下等の作成、提供

##### ウ デザイン又はイメージの条件

・国がマイナポイント第2弾の広報に使用しているロゴ（別紙4参照）を使用すること。

#### (2) ポスターの作成（作成・印刷）

規格：B3版（横長）

材質：コート紙135kg

内容：①原則フルカラー

②統一デザインを活用すること。

数量：220枚

納品先：①市内商店街等（約80件）

②各区役所・支所、出張所、証明書発行コーナー、マイナンバーカードセンター

納期：令和5年4月中旬

備考：①文字校正・色校正各2回

②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

(3) マイナポイント第2弾チラシの作成（作成・印刷）

マイナポイント第2弾の概要並びに申込期限、申込方法及び申込支援手続スポット等を周知するチラシを作成すること。なお、納品先①以外のチラシ配架先について、提案すること。

規格：A4版（縦長）

材質：コート紙90kg

内容：①原則フルカラー（両面）

②統一デザインを活用すること。

数量：1万5千枚（納品先① 5千枚、納品先② 1万枚）

納品先：①各区役所・支所、出張所、証明書発行コーナー、マイナンバーカードセンター、市有施設（図書館など約30件）

②受託者により提案されたチラシ配架先等を踏まえて、別途指示する。

納期：令和4年4月下旬

備考：①文字校正・色校正各2回

②納品先①の納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

(4) フリーマガジン等への広告掲載

フリーマガジン等への広告掲載（1媒体以上）を行うこと。ただし、リビング京都市は本市での広告実施を予定するため、それ以外の媒体を提案すること。

(5) 新聞広告掲載

市民が広く購読する新聞への広告掲載（1紙以上）を行うこと。

(6) 本市が実施する次の交通広告媒体の製作・取付・撤去等

※広告料金については、本市が本委託契約とは別に市交通局に支払う。

※納期や製作・取付等に係る詳細については本市交通局担当課の指示に従うこと。

※いずれの媒体も、掲出期間中に破損等が生じた場合は、本市と協議のうえ差替や補修等の対応を行うこと。

ア 市バスB3長期額面広告

数量：900枚

規格：B3版

実施期間：令和5年4月中旬～令和5年5月31日（水）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

イ 地下鉄烏丸線・東西線中吊広告

数量：烏丸線290枚 東西線130枚 計420枚

規格：B3版

実施期間：令和5年4月中旬～令和5年5月31日（水）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

- ウ 地下鉄烏丸線・東西線駅貼広告（2枠）  
数量：64枚（B0版の場合は32枚）  
規格：B1版又はB0版  
実施期間：令和5年4月中旬～5月25日（木）（予定）  
備考：文字校正・色校正各2回

エ 地下鉄駅デジタルサイネージ広告

統一デザインを活用した地下鉄駅デジタルサイネージ用静止画像データを作成すること（最大4種類程度。仕様等は別途指示する。）。掲出駅については、後記(7)の交通広告等の受託者からの提案も鑑みて、決定する。

(7) 統一デザイン等を活用したその他の広告等

統一デザイン等を活用して、前記(2)～(6)以外の更なる交通広告等について提案すること。実施内容については、受託者の提案を踏まえて、別途指示する。

### 3 報告書

委託業務完了後、報告書1部を提出する。

### 4 その他

- (1) 各種制作物等のデザイン制作に当たっては事前に必ず本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) デジタル庁が定めるマイナンバーのPRキャラクター「マイナちゃん」のイラストを使用することができる（必須ではない）。  
(参考URL) [https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_logo/](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_logo/)
- (3) 京都市広報キャラクター「京乃つかさ」のイラストを使用することができる（必須ではない）。  
(参考URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000289485.html>
- (4) マイナポイント事業に係る国の施策動向等によって、業務内容や実施時期の変更等を求める場合がある。この場合は受託者と協議のうえ、別途指示する。